

大口町移住・定住支援 ※10年間継続して居住することが条件となります

同居支援補助金

「同居」とは

町外在住の子世帯が町内で親世帯と同居する（同一敷地内、隣接地又は同一棟で住む）こと

近居支援補助金

「近居」とは

町外在住の子世帯が町内在住の親世帯の近く（大口町内）に定住すること

在勤者定住支援補助金

「在勤者定住」とは

町内の事業所で継続して1年以上働く方の世帯が町内に住居を新築または取得して定住すること

対象となる方・対象となる住宅や工事等

親世帯が町内に1年以上住んでいる  
+  
子世帯<sup>①</sup>が町外に1年以上住んでいる

申請者または世帯員が  
町内の事業所に1年以上勤めている。  
+  
世帯<sup>①</sup>であること

※①夫婦のいずれかが40歳以下であること、1年以内に結婚する場合も可とします。または義務教育終了前の子どもがいる世帯とします。

対象となる住宅

町内の一戸建て住宅  
及び分譲マンション

対象となる住宅

町内の一戸建て住宅  
及び分譲マンション

対象となる住宅

町内の一戸建て住宅  
及び分譲マンション

※一戸建て住宅及び分譲マンションの新築・中古は問いませんが、賃貸住宅は対象外となります。  
※取得する住宅が空家住宅等の場合は、土地代を含みます。

補助内容

持ち家をリフォーム、又は住宅を新築や取得する費用の2/3、上限20万円を補助。

※リフォームの場合は、町内の工事業者に限る。  
※同居のため住宅を新築、取得する場合、親世帯の暮らしていた住居が空家になる場合は、対象外となります。

補助内容

子世帯が住宅を新築や取得する費用の2/3、上限20万円を補助。

補助内容

在勤者を含む世帯が住宅を新築や取得する費用の2/3、上限20万円を補助。

※空家住宅等の場合は、上限は100万円とする。

★補助金の交付を検討される場合は事前に下記までご相談ください。  
★補助金の交付申請前に、新築またはリフォームの場合は工事契約、取得の場合は売買契約を行った場合は対象外となります。

お問合せ先

大口町役場 まちづくり部 まちづくり推進課

【電話】0587-95-1614（直通）

【FAX】0587-95-1641